



## 第4章

# 都市機能誘導区域



# 第4章 都市機能誘導区域

第4章  
都市機能誘導区域

## 4.1 基本的な考え方

将来にわたり、持続可能な都市を形成するため、都市機能誘導区域を設定し、商業施設や医療施設などの都市機能を維持・確保することで、人口減少・少子高齢化が進展した場合でも拠点周辺等の区域における生活の利便性を確保するとともに郊外部における生活の利便性も確保することを目指します。

都市機能誘導区域とは、各拠点の中心となる鉄道駅などから徒歩や自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通機能、都市機能増進施設などの配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している地域のことで市街化区域内に定めることになっています。

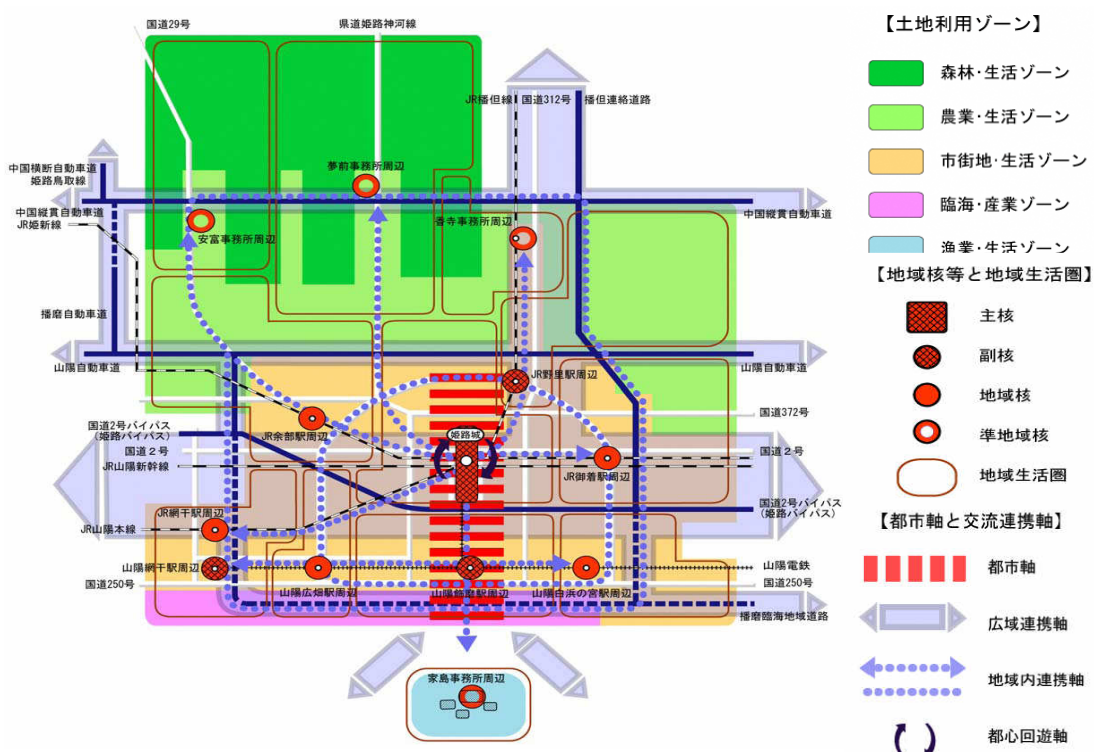
都市機能誘導区域を設定することで、一定規模以上の都市機能増進施設の誘導区域内への立地を促進します。

## 4.2 姫路市における都市機能誘導の方針

### (1) 都市機能誘導の方針

都市計画マスタープランや総合交通計画等の上位計画で位置付けられた都市の拠点を都市機能の維持・確保を図る拠点とします。

公共交通アクセス性が確保され、隣接市町も含めた市街化調整区域の中心となっている一定規模の人口集積等がある地区についても拠点とします。



(2) 都市機能誘導拠点の選定

市街化区域内の鉄道駅のうち、都市計画マスタープランにおいて拠点（主核、副核、地域核、準地域核）に位置付けられている鉄道駅、それ以外の鉄道駅については、姫路市総合交通計画で重点的整備の対象である1日平均乗車客数1,500人以上の鉄道駅を拠点に選定します。

また上記以外で、公共交通アクセス性が確保されている拠点も選定します。

(3) 選定した拠点

拠点種別	拠点の区分	選定した拠点	位置付け
中心拠点	主核を中心とした播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点	①JR 姫路駅、②山陽姫路駅 周辺	都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する「都市機能誘導区域」
副次拠点	副核を中心とした広域交流及び地域間交流における交通結節機能や中心拠点を補完する都市機能が充実している拠点	①山陽網干駅、②山陽飾磨駅、③JR 野里駅 周辺	
地域生活拠点	地域核等を中心とした地域の玄関口としての交通結節機能など、日常生活を支える機能が充実している生活拠点	①JR 網干駅、②山陽広畑駅、③山陽白浜の宮駅、④JR 御着駅、⑤JR 余部駅、⑥JR 香呂駅、⑦山陽大塩駅、⑧JR 英賀保駅、⑨JR はりま勝原駅、⑩JR ひめじ別所駅 周辺	
生活拠点	公共交通アクセス性が確保され、隣接市町も含めた市街化調整区域の中心となっている生活の拠点	①JR 溝口駅、②林田出張所 周辺	

※主核：赤、副核：紫、地域核・準地域核：茶

姫路市総合交通計画で定める重点的に整備を進めるその他の鉄道駅周辺：緑

### 4.3 都市機能誘導区域、準都市機能誘導区域の設定

4.2で選定した拠点の周辺において、都市機能誘導区域及び準都市機能誘導区域<sup>1</sup>を定め、各誘導区域内に維持・確保する施設を定めます。

#### (1) 区域設定の考え方

公共交通機関からの利用圏域を考慮して誘導区域を設定します。都市機能誘導区域の範囲は、中心拠点は駅から半径1km程度、副次拠点は駅から半径1km～500m程度、地域生活拠点は駅から半径500m程度とし、準都市機能誘導区域の範囲は、生活拠点である駅等から半径300mをベースとします。

上記の利用圏域内で、都市計画の用途地域を考慮して区域を設定します。以下のいずれかに該当する区域とします。

- a) 用途地域が商業地域、近隣商業地域、準住居地域、工業地域、準工業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、及び第二種低層住居専用地域

但し、

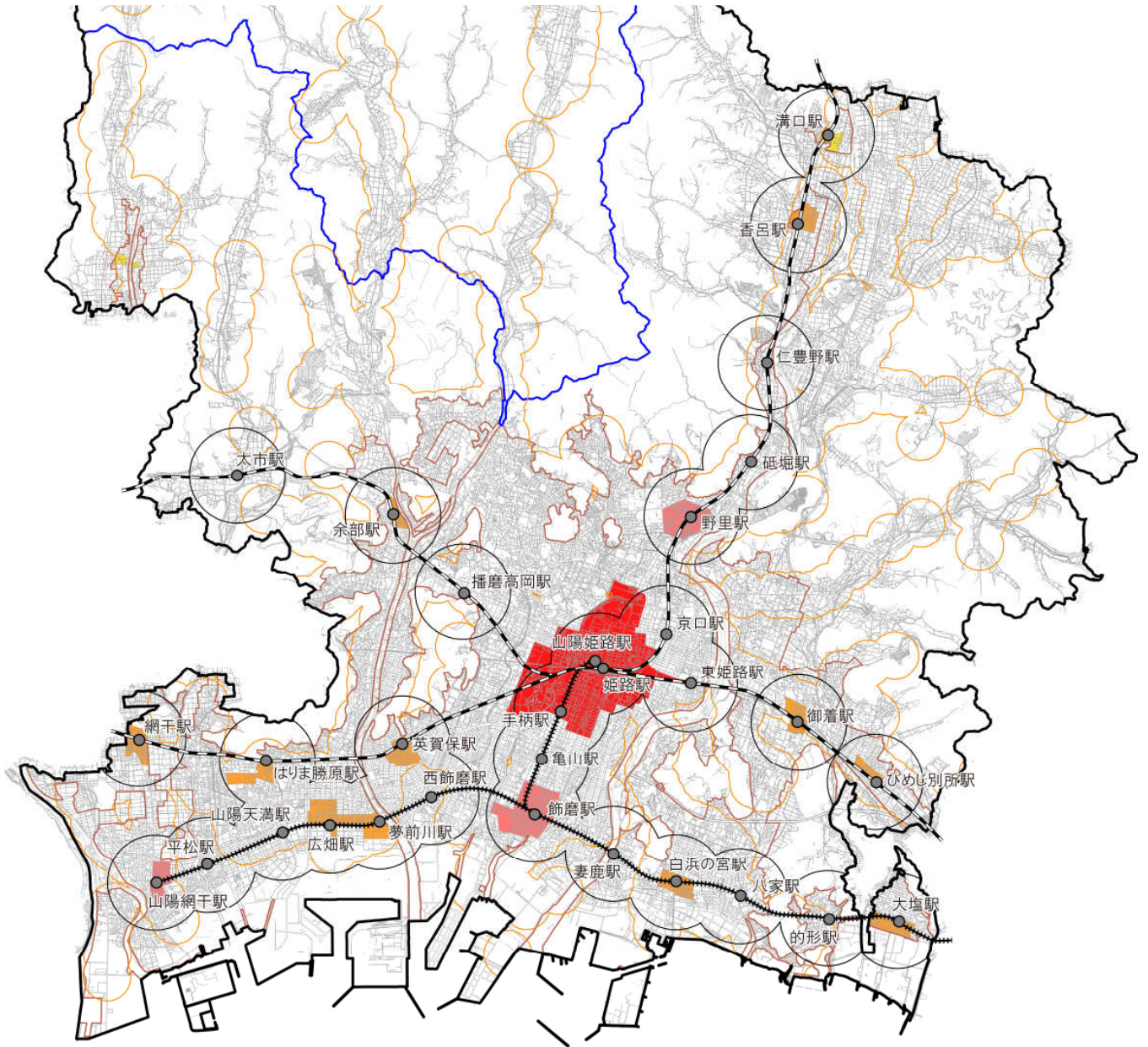
- b) 第一種低層住居専用地域及び工業専用地域は、都市機能増進施設の立地という主旨にそぐわないので、原則として区域設定の対象から除外します。

さらに、都市機能増進施設の立地状況を考慮し、既に一定規模以上の都市機能増進施設の集積がみられる地域等を参照しながら区域設定を行います。

#### (2) 都市機能誘導区域の設定

- (1)を基本に、地形・地物や用途地域界等をもとに区域を定めます。

<sup>1</sup>地域生活拠点を補完する都市機能の集積を図る地区（法定外）として、生活拠点のJR溝口駅及び林田出張所周辺を設定



都市機能誘導区域 位置図

[都市機能誘導区域]

- 中心拠点
- 副次拠点
- 地域生活拠点

[準都市機能誘導区域]

- 生活拠点

- 行政界
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 鉄道駅 (半径1km)
- バス停 (半径500m)

区域	面積(ha)
市街化区域	11,055
都市機能誘導区域	1,077
準都市機能誘導区域	20

## 4.4 都市機能増進施設の設定

## (1) 基本的な考え方

都市機能増進施設は、将来人口が減少し都市機能が低下したとしても市民の生活利便性を維持・確保するため、4.3で定めた各都市機能誘導区域内には必ず確保しておく一定規模以上の施設としますが、都市機能誘導区域外においても地域コミュニティを維持するため、市民の生活に直結する商業施設や医療施設等を維持していくことが大切です。

## (2) 都市機能増進施設の設定

都市機能増進施設を下記のように設定します。

- ① 人口減少・少子高齢化社会においても、地域住民の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・確保する日常生活に必要不可欠な一定規模以上の施設（商業施設、医療施設、金融施設）とします。
- ② 各都市機能誘導区域内において、各種都市機能ごとに1施設は維持することを基本とします。

以上を踏まえ、拠点の種別毎に都市機能増進施設を以下のとおり設定します。

なお、公共建築物<sup>2</sup>については、今後進展する人口減少を踏まえ、持続可能な公共サービスを提供するため、姫路市公共施設等総合管理計画に基づく施設総量及び配置の適正化を図ります。

## [都市機能増進施設の設定]

拠点種別	商業機能	医療機能	金融機能	位置付け
中心拠点	①百貨店 ②総合スーパー ③各種食料品小売業 ①～③のうち商業床面積が10,000㎡を超える何れかの店舗	病院	①銀行 ②信用金庫 ③労働金庫 ④商工組合中央金庫 ①～④のうち、何れかの施設	都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する「都市機能増進施設」
副次拠点	①総合スーパー ②各種食料品小売業 ①、②のうち商業床面積が1,000㎡を超える何れかの店舗	①病院 ②内科、又は外科を診療科目とする診療所 ①、②のうち、何れかの施設	①銀行 ②信用金庫 ①、②のうち、何れかの施設	

<sup>2</sup>公共建築物：「姫路市公共施設等総合管理計画」に規定する公共施設、公用施設その他当該地方団体が所有する建築物

拠点種別	商業機能	医療機能	金融機能	位置付け
地域生活拠点	①総合スーパー ②各種食料品小売業 ①、②のうち商業床面積が500㎡を超える何れかの店舗	①病院 ②内科、又は外科を診療科目とする診療所 ①、②のうち、何れかの施設	①銀行、②信用金庫 ③JAバンク、④郵便局 ①～④のうち、何れかの施設	都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する「都市機能増進施設」
生活拠点	同上	同上	同上	市独自

[各都市機能増進施設の定義]

百貨店、総合スーパー：日本標準産業分類（総務省：平成25年10月改定）に定める  
大分類 I 中分類 56 小分類 561 細分類 5611

各種食料品小売業：日本標準産業分類（総務省：平成25年10月改定）に定める  
大分類 I 中分類 58 小分類 581 細分類 5811

病 院：医療法施行令第3条の2第1項第1号イ、又はロに規定する診療科目を有する医療法第1条の5第1項に規定する病院

診 療 所：医療法施行令第3条の2第1項第1号イ、又はロに規定する診療科目を有する同法第1条の5第2項に規定する診療所

銀 行：銀行法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行

信 用 金 庫：信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会

労 働 金 庫：労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会

商 工 組 合 中 央 金 庫：株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫

J A バ ン ク：農業協同組合法第10条第1項第3号に基づく事業を行う事務所

郵 便 局：日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局



## [高次都市機能増進施設の設定]

中心拠点については、播磨圏域の中核としての役割を担っていることから、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を有する施設も高次な都市機能増進施設として位置付けます。

拠点種別	医療機能	教育機能	文化・芸術機能	防災機能	位置付け
中心拠点	3次医療提供病院	①医療・福祉系専門学校 ②高校	文化交流施設	広域防災施設	都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する「都市機能増進施設」

## [各高次都市機能増進施設の定義]

3次医療提供病院：兵庫県保健医療計画に定める3次医療を提供する病院

医療・福祉系専門学校：学校教育法第124条第1項に規定する専修学校で、かつ、医療、又は福祉関連の同法第125条第2項、又は第3項に規定する専門課程、一般課程を置く専修学校

高校：学校教育法第1条に規定する高等学校のうち、生徒数の定員が1,000人程度の学校

文化交流施設：劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する劇場、音楽堂等のうち、客席数2,000席程度のホールを有する施設

広域防災施設：姫路市地域防災計画に位置付けられた広域防災拠点又は帰宅困難者受け入れ機能を有する公共公益施設

(3) 都市機能増進施設の誘導方針

本計画で設定する都市機能増進施設は、現在、都市機能誘導区域内に立地している商業・医療・金融機能を有する施設を今後も維持していく方針（「維持」型の誘導施設）とします。また、各拠点のうち、商業・医療・金融機能を有する施設が都市機能誘導区域内に立地していない拠点では、不足している都市機能として誘導していく方針（「確保」型の誘導施設）とします。

各拠点ごとの都市機能増進施設（商業・医療・金融）の立地状況は下表のとおりです。

都市機能増進施設の立地状況

○：維持型、△：確保型

拠点		商業機能	医療機能	金融機能
中心拠点	姫路駅周辺地区	○	○	○
	副次拠点			
副次拠点	山陽網干駅周辺地区	○	○	○
	山陽飾磨駅周辺地区	○	○	○
	JR 野里駅周辺地区	○	○	○
地域生活拠点	JR 網干駅周辺地区	△	○	○
	山陽広畑駅周辺地区	○	○	○
	山陽白浜の宮駅周辺地区	○	○	○
	JR 御着駅周辺地区	○	△	○
	JR 余部駅周辺地区	△	○	○
	JR 香呂駅周辺地区	△	○	○
	山陽大塩駅周辺地区	○	○	○
	JR 英賀保駅周辺地区	△	○	○
	JR はりま勝原駅周辺地区	○	○	○
	JR ひめじ別所駅周辺地区	○	○	○
生活拠点	JR 溝口駅周辺地区	○	○	○
	林田出張所周辺地区	△	○	○